一一九　ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五
一二〇　道路管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五
一二一　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書への締約国の追加に関する件　一五
一二二　千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約への締約国の追加に関する件　一五
一二三　二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書への締約国の追加に関する件　一五
一二四　ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とスロバキア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一五
一二五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一五
一二六　千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約へのアンティグア・バーブーダの加入に関する件　一五
一二七　千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書への締約国の追加に関する件　一五
一二八　二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約への締約国の追加に関する件　一五

一二九　円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八
一三〇　円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の二の書簡の交換に関する件　一九
一三一　紛失の届出により失効した旅券の告示　一九
一三二　千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書への二カラグア共和国の加入に関する件　二〇
一三三　千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのヨルダン・ハシェミット王国の加入に関する件　二〇
一三四　千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書への締約国の追加に関する件　二〇
一三五　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二〇
一三六　円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇
一三七　千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書への締約国の追加に関する件　二一

一三八　油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約への締約国の追加に関する件　二一
一三九　国際移動通信衛星機構に関する条約への締約国の追加に関する件　二一
一四〇　ロメ漁港整備計画のための贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一
一四一　武器貿易条約のペルー共和国及びギリシャ共和国による批准に関する件　二五
一四二　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二六
一四三　ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とオーストリア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二六
一四四　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのフィリピン共和国の加入に関する件　二六
一四五　外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とウクライナ政府との間の口上書の交換に関する件　二七
一四六　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二八

○財務省

一一三　平成二十八年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　一
一一四　株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件　一
一一五―一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六
一一五―二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　六
一一七―一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六
一一七―二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　七
一一八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七
一一九　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件　八
一二〇　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　八